

【栃木市からのご案内】

令和4年4月より発生しておりました栃木市指定ごみ袋の品薄は解消したものと考えられますので、以下の期日をもって透明袋による排出も可能としておりました代替措置を終了します。

代替措置終了日：令和5年4月30日

※5月1日以降、『もやすごみ』、『ペットボトル・食品用トレイ』、『空カン・空ビン』を指定袋以外の袋で排出された場合は違反となり、回収の対象となくなります。
なお、お手元に透明の袋がある場合、もやさないごみ等の指定袋が無いごみの排出にご利用ください。

お問合せ先：クリーン推進課 ごみ減量係 ☎0282-31-2447